

年金

年金受給者の皆さんへ
扶養親族等申告書は
期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までにかかわらず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳以上
年金額が158万円以上
65歳未満
年金額が108万円以上

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。
問合せ先
刈谷年金事務所お客様相談室
☎21-2115

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
年末調整・確定申告まで
大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月中旬までに送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付した方には、来年の1月下旬に送付の予定です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができる場合もありますので申告の際にお尋ねください。

問合せ先

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-0700117

※電話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。携帯電話の場合は全額発信者の負担となります。

※IP電話などの方は、☎03-6700-1130へ連絡してください。こちらの番号の通話料金は全額発信者の負担となります。

受付期間 11月1日(火)～平成24年3月15日(木)

受付時間

◇月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付。

※祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。

◇第2土曜日 午前9時30分～午後4時



児童センター

楽しいおやつ作り
チョコミルククレープ

とき 11月19日(土)

①午前9時30分～10時20分
②午前10時40分～11時30分
ところ 中央児童センター
対象・定員 小学生各10人
材料費 100円

内容 クレープを重ねチョコクリームでコーティング

申込期間 11月5日(土)～12日(土)

問合せ先
中央児童センター
☎5213014

ところ 高浜港駅～森前公園
(集合/高浜港駅前 解散/森前公園)

対象・定員 小学生32人

内容 友達と鬼みちに関するクイズを解きながら一緒に歩く
申込期間 11月5日(土)～12日(土)
※動きやすい服装で来てください。

問合せ先

東海児童センター
☎5215126
中央児童センター
☎5213014
古浜児童センター
☎5211019
翼児童センター
☎54120033

リズム体操

とき 11月28日(月) 午後1時30分～3時

ところ 東海児童センター
対象・定員 小学生20人

内容 マットを使って遊ぶ
申込期間・方法 11月16日(水)～28日(月)

問合せ先

東海児童センター
☎5215126

* * *

※各児童センターに直接申込、定員になりしだい締切。

※午前9時より申込受付開始。

鬼みち探検



とき 11月23日(水・祝) 午前10時～正午(雨天中止)